

国民健康保険料（税）の 軽減措置について

平成22年3月5日(金)
保険局国民健康保険課
(担当・内線) 課長 伊藤(3251)
課長補佐 森(3253)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2565
(FAX) 03(3504)1210

報道関係者 各位

倒産などで職を失った失業者に対する国民健康保険料(税) の軽減措置の創設及びハローワーク等での周知について

- 平成22年4月から、倒産などで職を失った失業者が安心して医療にかかれるよう、市町村が運営する国民健康保険制度において、
- ① 倒産・解雇などにより離職された方(雇用保険の特定受給資格者)
 - ② 雇い止めなどにより離職された方(雇用保険の特定理由離職者)の国民健康保険料(税)を軽減する制度がスタートする。
- ※ 国民健康保険料の軽減措置に関して国民健康保険法施行令の改正を予定、国民健康保険料の軽減措置に関して地方税法の改正法案を国会に提出しているところ。
- また、その周知については、地方税法改正法の成立後、国民健康保険を運営する市町村による広報のほか、全国のハローワークにおいて、対象となりうる方に対し、来所時に別添のリーフレットを配布することとしている。

“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

平成22(2010)年4月から 国民健康保険料(税)が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者 (例：倒産・解雇などによる離職)
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者 (例：雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受ける方です。

軽減額は？

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその $\frac{30}{100}$ とみなして行います。
※具体的な軽減額などは、市町村にお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、
会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の 失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21(2009)年3月31日以降)に
離職された方は、平成22(2010)年度に限り国民健康保険料(税)
が軽減されます。

※ただし、平成21(2009)年度の保険料(税)は対象となりません。御了承ください。



**軽減を受けるには申請が必要です。制度の詳しい説明は、
お住まいの市町村の国民健康保険担当にお尋ねください。**

※ 国民健康保険料については国民健康保険法施行令の改正案、国民健康保険税については現在国会に提出している地方税法の改正法案が成立すると軽減が実施されます。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

(参考)

倒産などで職を失った失業者に対する国民健康保険料(税)の軽減措置

倒産などで職を失った失業者が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入することができるよう、国民健康保険料(税)の負担軽減策を講じる。【平成22年4月施行予定】

※国民健康保険料の軽減措置に関して国民健康保険法施行令の改正を予定しており、国民健康保険料の軽減措置に関して地方税法の改正法案を国会に提出している。

1. 軽減措置の概要

- ① 次の失業者の国民健康保険料(税)については、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を、30/100として算定。
 - ・ 雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などにより離職した者)
 - ・ 雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどにより離職した者)
- ② 高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として対応

(参考1)平成22年度予算案における対象見込み者数

- ・ 失業者本人とその家族を合わせて、約87万人

(参考2)国民健康保険料(税)の軽減例

- ・ 給与収入が500万円の三世帯の場合
健康保険料 23.4万円(年額)
国民健康保険料(税) 軽減前 34.7万円 → 軽減後 14.8万円(年額)
- ・ 給与収入が300万円の単身世帯の場合
健康保険料 14.0万円(年額)
国民健康保険料(税) 軽減前 18.5万円 → 軽減後 7.6万円(年額)

(注1) 給与収入は全て世帯主の収入として算出。

(注2) 健康保険料は、標準報酬月額や賞与を勘案せず、協会けんぽの保険料率9.34%(H22.3～)で算出。

(注3) 国民健康保険料(税)は、平成19年度国民健康保険実態調査報告の旧ただし書・4方式を採用する市町村における全国平均の保険料率(所得割率7.44%、資産割額19,044円、被保険者均等割額23,678円、世帯別平等割額24,146円)で算出。

2. 軽減措置の周知方法

- ① 国民健康保険を運営する市町村による広報(市町村広報誌への掲載等)及び国民健康保険の加入手続き時における申請勧奨(厚生労働省から、広報用リーフレットのひな形を送付予定)
- ② ハローワークにおける雇用保険受給説明会などで、対象者となりうる方に対して、リーフレットを配布し、市町村への申請勧奨

非自発的失業者への保険料軽減措置の試算 (夫婦・子1人の場合)

	前年の収入		協会けんぽ 保険料 (年額)	国保保険料 (年額)	
	給与収入	株式譲渡所得		現行	見直し案
①	1,000万円	—	46.7万円	59.0万円	28.3万円
②	500万円	—	23.4万円	34.7万円	14.8万円 (2割軽減)
③	300万円	200万円	14.0万円	38.1万円	28.1万円
④	300万円	—	14.0万円	23.3万円	8.5万円 (5割軽減)
⑤	150万円	—	7.0万円	13.4万円 (2割軽減)	4.8万円 (7割軽減)

(注)

- ・ 給与収入及び株式譲渡所得は夫の収入及び所得と仮定。
- ・ 協会けんぽの保険料は、保険料率9.34%、標準報酬月額と賞与の割合を勘案せずに算出。
- ・ 国保の保険料は、平成19年度国保実態調査の旧ただし書・4方式採用市町村の全国平均の保険料率(額)を使用。
(所得割率:7.44%、資産割額:19,044円、被保険者均等割額:23,678円、世帯平等割額:24,146円)
- ・ 国保の保険料の上限額は、59万円(年額)。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

医療保険制度の安定的な運営を図るため、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度における保険料の引上げの抑制等のための所要の改正を行う。

概要

市町村国保の保険料軽減のための措置等 (国保法)(は平成22年7月1日施行)

- 財政支援措置の4年間の延長(約2000万世帯 加入者約3600万人 1世帯平均で年間約1.2万円の保険料上昇抑制効果)
- ・「低所得者を抱える市町村」、「高額な医療費」に対する国、都道府県の補助等を引き続き実施。
市町村国保の財政安定化のため、都道府県単位による広域化を推進
- ・ 都道府県の判断により、市町村国保の広域化についての指針の作成、市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡大等を可能とする。
保険料滞納世帯であっても、医療を現物給付で受けられる子どもの対象の拡大(中学生以下 高校生世代以下)
- ・ 一旦窓口で医療費を支払わなければならない資格証明書の交付世帯に属する高校生世代に、短期被保険者証を交付。

中小企業の従業員、事業主の保険料軽減のための措置 (健保法等)(は平成22年7月1日施行)

- 協会けんぽの逼迫した財政状況に鑑み、保険料の大幅な引上げを抑制するため、24年度までの3年間において、財政再建のための特例措置を講ずる。(被保険者約2000万人 加入者約3500万人 22年度で労使年間2.2万円の保険料上昇抑制効果)
- 国庫補助割合を13%から16.4%に引き上げ
 - 単年度収支均衡の特例として、21年度末以降の赤字額について、24年度までの償還を可能とする
 - 後期高齢者支援金について、被用者保険グループでの負担能力に応じた分担方法を導入 (高齢者医療確保法)
 - ・ 後期高齢者の医療費に対する現役世代からの支援金の3分の1(22年度は9分の2)について、保険者の財政力に応じた負担(総報酬割)とする。

高齢者の保険料軽減のための措置 (高齢者医療確保法)

給付変動等に備えるため都道府県に設置している財政安定化基金について、保険料の引上げの抑制に活用できるようにする
サラリーマンに扶養されていた方の保険料の軽減措置を延長する(約190万人 年間平均約2.1万円の保険料上昇抑制効果)
予算措置をあわせると約3.8万円

施行期日 平成22年4月1日

国保や後期高齢者医療制度の保険料について、賦課期日(4月1日)までに、賦課の前提となる財政支援措置を確定させておく必要がある。